

オレンジサポーター地域活動促進事業 実施マニュアル



大阪市福祉局

令和 6 年 7 月発行

目次

I	オレンジサポーター地域活動促進事業とは	3
1	事業経緯	3
2	事業目的	4
	(1) 国が掲げる目的.....	4
	(2) 大阪市が掲げる目的	4
3	事業概要	4
4	オレンジサポーターとは.....	5
5	ステップアップ研修とは.....	5
6	チームオレンジの三つの基本	5
	(1) ステップアップ研修終了及び予定のサポーターでチームが組まれている	6
	(2) 認知症の人もチームの一員として参加している（認知症の人の社会参加）	6
	(3) 認知症の人と家族の困りごとを継続して支援ができる.....	6
7	大阪市の考えるちーむオレンジサポーター.....	6
8	オレンジパートナーとは.....	7
II	コーディネーター業務について	8
1	認知症地域支援コーディネーターとは.....	8
2	国の示す業務の具体例	8
	(1) チームオレンジの支援.....	8
	(2) チームオレンジの運営に対する助言.....	8
3	大阪市における業務の具体例	9
	(1) 事業の広報・周知.....	9
	(2) 地域の認知症にかかる活動のニーズ把握	10
	(3) 認知症サポーターの把握と養成講座開催支援	11
	(4) ステップアップ研修の企画、実施	12
	(5) ちーむオレンジサポーターの立ち上げ、運営支援.....	13
	(6) オレンジパートナーの登録事務、後方支援と活用.....	15
	(7) 個人情報の適切な管理について	16
III	計画・報告・評価	17
1	事業実施計画	17
2	事業実施報告	17
3	評価.....	17
IV	関係書式.....	17

Ⅰ オレンジサポーター地域活動促進事業とは

1 事業経緯

2005 年(平成 17 年)4 月「認知症を知り 地域をつくる 10 カ年」キャンペーンにおいて開始した「認知症サポーターキャラバン事業」は、認知症を理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する認知症サポーターを一人でも増やし、認知症になっても安心して暮らせる町づくりを市民の手で展開することを目的に、認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法などを市民に伝える講師役としてキャラバン・メイトを養成し、このキャラバン・メイトが学んだ知識や体験などを地域、職域、学校などで市民に伝えることで認知症サポーターを養成するもので、現在も継続して取り組まれ、2024 年(令和 6 年)3 月時点で全国に 1,534 万人の認知症サポーターが養成されています。

この事業は、2015 年(平成 27 年)に策定された「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)において、認知症の普及・啓発活動の中心として位置づけられ、その活用についても、「認知症サポーター養成講座受講者が復習も兼ねて学習する取組の推進」が明記されました。2018 年(平成 30 年)の改正では「地域の見守り支援等の担い手として、認知症サポーターの活躍の好事例を普及するとともに、広域での見守り支援活動の実施方法を検討」とより具体的な活動につなぐ方針へ修正されました。

2019 年(令和元年)6 月には「認知症施策推進大綱」が取りまとめられ、国の認知症施策の基本的な考え方として、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごす社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくことが示されました。

その中で、認知症バリアフリーの推進における地域支援体制の強化のため、「認知症サポーターの量的な拡大を図ることに加え、今後は養成するだけでなく、できる範囲で手助けを行うという活動の任意性は維持しつつ、ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み(「チームオレンジ」)を地域ごとに構築する」ことが盛り込まれました。「認知症施策推進大綱」では、2025 年(令和 7 年)までに全市町村でチームオレンジを整備するという目標が掲げられるとともに、2020 (令和 2) 年度からは、「認知症サポーター活動促進事業」が再編され、地域支援事業実施要綱の「認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業」として位置づけられました。

大阪市では、2018 年(平成 30 年)より「認知症サポーター地域活動促進事業」をモデル 3 区で開始し、認知症サポーターフォローアップ講座の受講者の中でボランティア支援を希望する担い手(オレンジサポーター)と認知症の人のマッチング、認知症の人にやさしい取組を実施する企業・団体等をオレンジパートナーとして登録・公表するしくみづくりに取り組みましたが、前述の地域支援事業実施要綱の再編にともない、自治体単位のステップアップ研修実施や、ボランティアチームとしての整備が必要となったことから、これまでの個人のマッチング支援中心の取組から、当事者を含めたチーム立ち上げ支援への取組に再編し、2020 年(令和 2 年)より当事業が開始となりました。

2 事業目的

(1) 国が掲げる目的

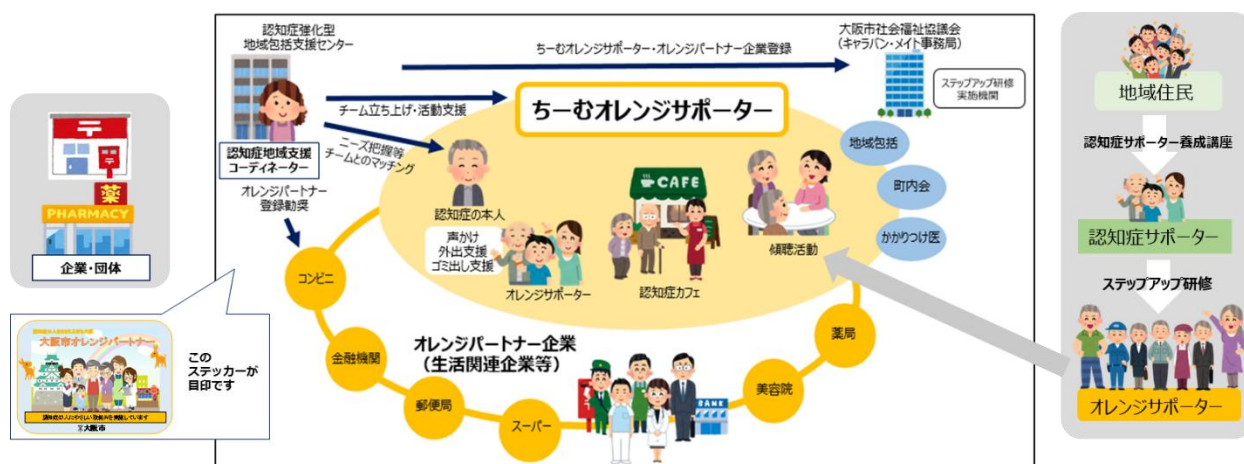
認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みを地域ごとに整備し、認知症施策推進大綱（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）に掲げた「共生」の地域づくりを推進することを目的とする。（地域支援事業実施要綱より）

(2) 大阪市が掲げる目的

認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族への支援を行う「ちーむオレンジサポーター」が継続的に活動できるよう取り組みます。また、認知症の人にやさしい取組を実施する企業・団体等を「オレンジパートナー」の登録企業・団体として発信していき、その輪が広がることにより、全ての認知症の人が社会の対等な構成員として、地域で安心して生活できるまちづくりをめざします。（第9期大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画より）

3 事業概要

- ・ 様々な対象者、場所でキャラバン・メイトにより養成される認知症サポーターが、本市において認知症の人やその家族とともに、生きがいづくりや地域づくりに取り組むことができるよう、認知症サポーターを対象としたステップアップ研修を実施します。
- ・ ステップアップ研修受講修了者をオレンジサポーターとして登録し、オレンジサポーターが地域で活動するために結成されたチームを「ちーむオレンジサポーター」として登録し、継続的な活動を支援します。
- ・ 認知症の人にやさしい取組を行う企業・団体等をオレンジパートナー企業・団体として登録し、ステッカーやホームページなどで公表、発信しています。
- ・ これらの業務のため、大阪市社会福祉協議会へ事業担当者を配置し、各区の認知症強化型地域包括支援センターに認知症地域支援コーディネーターを配置します。



4 オレンジサポーターとは

- ・ 大阪市では、認知症サポーター養成講座受講後、ステップアップ研修を修了した人をオレンジサポーターとしています。
- ・ 研修修了者に修了証を発行し、オレンジサポーターとして登録管理しています。
- ・ 大阪市内に登録されたチームで活動を行っているオレンジサポーターは、大阪市民活動保険（大阪市ホームページ：<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000075248.html>）の対象となります。

5 ステップアップ研修とは

- ・ ステップアップ研修は、認知症サポーターが地域で認知症の人やその家族とともに活動するにあたり、必要な知識や経験を得るために実施されるものです。プログラムは各自治体の実情や地域特性などによって勘案されることとなっているため、自治体によって異なります。
- ・ 本市における実施主体は大阪市社会福祉協議会(全市単位)及び認知症地域支援コーディネーター（各区単位）です。大阪市のプログラムは表-1 の通りです。すでに地域で活躍されている認知症サポーターも多いことから、最低限の知識の確認と実活動につながるグループワークを中心に構成しています。

表-1 大阪市ステップアップ研修プログラム

オレンジサポーターとは	10 分
認知症に関する知識を深める	30 分
認知症の症状(認知機能障がい、行動・心理症状)	
認知症の予防・診断・治療	
休憩	10 分
認知症の人への対応について（認知症の人の意思決定支援を含む）	60 分
本人や家族の思いの理解	
場面別症状別対応	
意思決定支援ガイドライン(ポイントとケーススタディ)	
オレンジサポーター活動の実践について	120 分
グループワーク	
事務連絡	10 分

6 チームオレンジの三つの基本

国の手引きでは、チームオレンジの取組を進めていく際の基本的な考え方（理念）及び、コーディネーターが各地域でチームオレンジの整備・運営を進めるための考え方や方法を示したものとして、次の項目を挙げています。項目に付記されている内容は、2023 年(令和 5 年)3 月 31 日に発出された通知（「認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業の取扱いについて」）を元に考え方についてまとめたものです。

- (1) ステップアップ研修終了及び予定のサポーターでチームが組まれている
 - ・ ステップアップ研修は、認知症に関する知識、対応スキル等を学び、より実際の活動につなげるためのものであり、チームの立ち上げ時点や、メンバーとして参加する時点で必ずしも受講修了している必要はありません。
 - ・ チーム運営の中心となるメンバーが、ステップアップ研修を受講していれば、チームに参加している全員が受講している必要はありません。
 - ・ ただし、活動を続けていく中で、チームの取組の進め方や、認知症に関するより深い知識、他の活動事例を学ぶ必要になると思われますので、他のメンバーも順次ステップアップ研修を受講していくことが大切です。
- (2) 認知症の人もチームの一員として参加している（認知症の人の社会参加）
 - ・ 認知症の人がチームの一員として参加していることとしていますが、肝要なのは本人の意見や意向を聞かないまま支援が行われないうチームメンバーが心がけることであり、形式的にチームメンバーとして認知症の人を参加登録することにとらわれず、認知症の人本人の意向をチームの活動に反映する機会を設けていることが必要です。
 - ・ 参加する認知症の人は、必ずしも認知症の診断が必要ではなく、MCI 段階の人や認知症の疑いがある人も含まれます。
- (3) 認知症の人と家族の困りごとを継続して支援ができる

7 大阪市の考えるちーむオレンジサポーター

大阪市では、国の三つの基本について、次の表のようにまとめています。

表-2 ちーむオレンジサポーター 三つの基本

ステップアップ研修終了及び予定のサポーターでチームが組まれている
● 研修受講者が一人でもいればチームの登録はできます ● メンバーはできるだけ受講をお願いします ● 認知症の人とその家族の受講は任意です
認知症の人もチームの一員として参加している（認知症の人の社会参加）
● 認知症の人がどの人かなどの特定は必要ありません ● 認知症の人や家族がメンバーとして社会参加できる環境の整備をすることが大切です
認知症の人と家族の困りごとを継続して支援ができる
● 一回限りや数回だけではなく、継続して活動することを想定しています ● 困りごとの解消だけでなく、やりたいことやしたいことをかなえる活動も大切です

また、国は前述の通知において、必ずしも新しい組織を立ち上げる必要はなく、他分野も含め、認知症の人や家族が既に関わっている既存の組織・ネットワークを起点として、新たにチームオレンジの機能・役割を追加して整備することも考えられるとしており、大阪市においては、身近な地域活動を認知症になっても継続できるよう、家族会や認知症カフェ、百歳体操など、既存の社会資源のチーム化も推奨しています。

8 オレンジパートナーとは

オレンジパートナーとは、「認知症の人にやさしい取組を実施する企業・団体である」要件を満たし所定の申請書（様式6号）によって大阪市に申請、登録された企業・団体の事です。

オレンジパートナーとなった企業・団体には掲示用のステッカーを1枚配付し、登録情報をインターネット上（大阪市社会福祉協議会ホームページ オレンジパートナー企業・団体：https://www.osaka-sishakyo.jp/action/volunteer/orange_partner/）に公表します。

大阪市に申請するもののため、大阪市の行政機関（区役所、図書館、消防署等）は対象となりません。

「認知症の人にやさしい取組」については、次のようなものが考えられます。

- ・ 地域の認知症の人や家族の見守り
- ・ 相談機関等との連携
- ・ 認知症サポーターの養成
- ・ 認知症関連事業への講師派遣
- ・ 認知症の人や家族の意見を活用するしくみ
- ・ ちらし、ポスター等の配布・掲示
- ・ 認知症の人や家族の居場所づくり
- ・ 認知症関連の勉強会、イベントなどの開催
- ・ 場所や物品の提供・貸出



参考：大阪市オレンジパートナーステッカー たて 145mm× よこ 210mm

Ⅱ コーディネーター業務について

1 認知症地域支援コーディネーターとは

- ・ 認知症地域支援コーディネーターは、地域の認知症の人やその家族の支援ニーズと、ステップアップ研修を受講した認知症サポーター（オレンジサポーター）を中心とした支援を繋ぐ仕組み（ちーむオレンジサポーター）を整備し、その運営を支援します。また、ちーむオレンジサポーターとの連携、参画を想定し、オレンジパートナー企業・団体の登録勧奨や受付、報告、企業・団体との連携調整等を行います。
- ・ 大阪市では各区の認知症強化型地域包括支援センターに配置しています。
- ・ チームオレンジ・コーディネーター研修の受講と、認知症に関する知識や認知症の施策などを理解していることが必要となることから、認知症地域支援推進員と同様要件を有することが望ましいとしています。

参考：認知症地域支援推進員の要件

- ・ 認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、精神保健福祉士、介護支援専門員、公認心理師
- ・ 上記以外で認知症の介護や医療における専門的知識及び経験を有する者として本市が認めた者（例：認知症介護指導者養成研修修了者等）。

2 国の示す業務の具体例

(1) チームオレンジの支援

- ・ 地域で暮らす認知症の人やその家族の支援ニーズを把握するため、本人ミーティングの場の活用や地域・職域における認知症サポーター等の地域住民からの情報収集・分析
- ・ ステップアップ講座の企画や受講勧奨など実施支援
- ・ ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等によるチームオレンジの編成支援
- ・ 企業・職域型の認知症サポーターや小・中・高校生認知症サポーターに対するチームオレンジへの参加の働きかけ
- ・ 地域の医療・介護の関係機関や小売業・金融機関・公共交通機関など生活関連の企業・団体等との連携体制の構築

(2) チームオレンジの運営に対する助言

- ・ チームオレンジの運営において中核的な役割を担うメンバー（チームリーダー等）が行う以下の取組について助言するとともに、必要に応じて役割分担を行いながら連携する。
- ・ 認知症の人やその家族の視点を反映したチームオレンジの活動方針の検討
- ・ チームオレンジのメンバーの管理
- ・ 認知症の人やその家族の支援ニーズとチームオレンジの支援とのマッチング

- ・ チームオレンジの活動を通じて得られた個人情報の適切な管理
- ・ チームオレンジの定例会の開催
- ・ その他運営に関する助言等

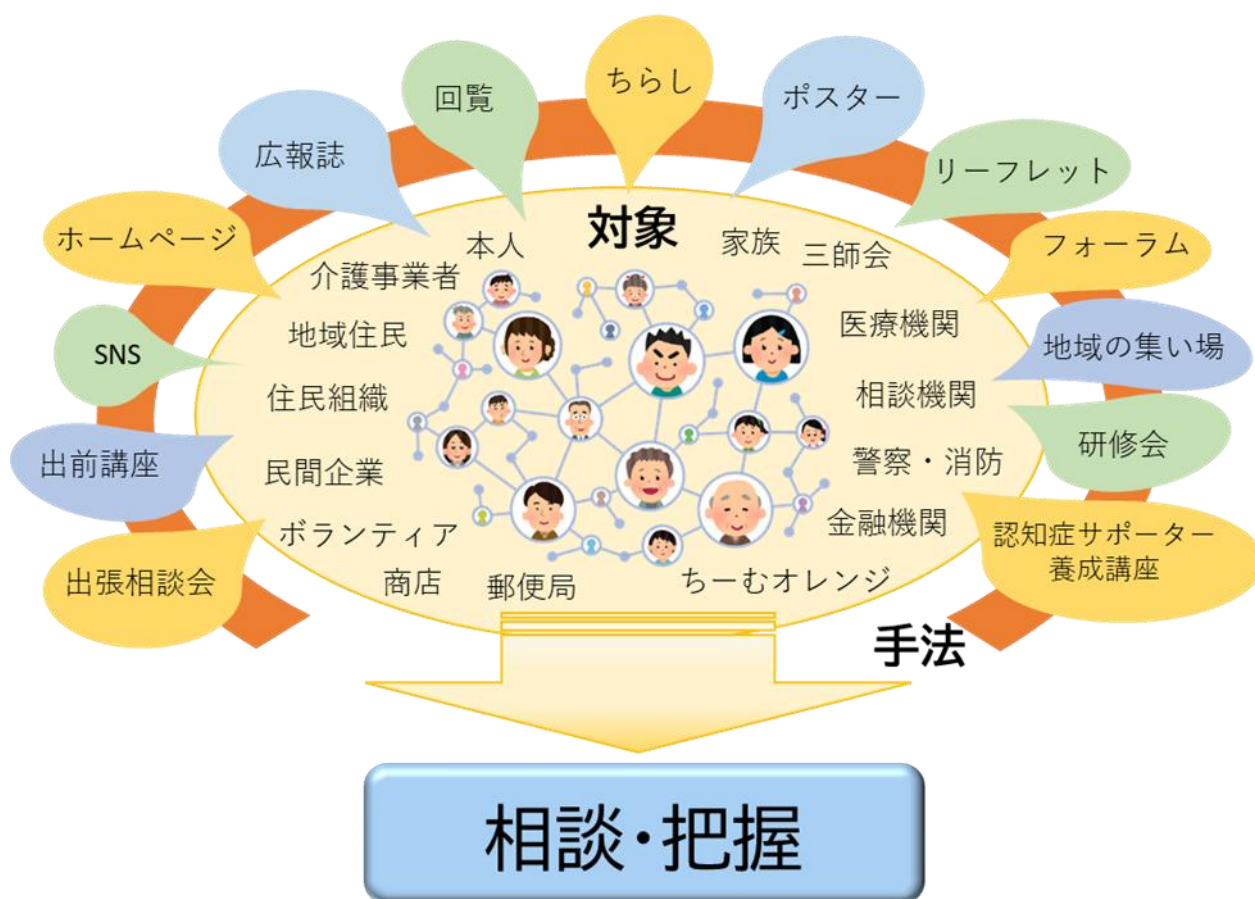
3 大阪市における業務の具体例

(1) 事業の広報・周知

事業内容や、ステップアップ研修の周知・受講勧奨、オレンジパートナー制度の周知・登録勧奨、窓口となる認知症地域支援コーディネーターの連絡先などを広く地域住民に周知するとともに、関係協力機関への協力依頼が必要となります。認知症初期集中支援チームが開催する関係者会議や、認知症地域支援推進員が後方支援を行っている認知症施策にかかる会議など、既存の認知症支援ネットワークへ参画し、事業周知、連携依頼を行う他、多様な対象に応じた手法で広報・周知を行ってください。

図-1 は認知症初期集中支援チームの広報活動実績から抽出された対象、手法を図にしたものです。

図-1 広報・周知活動の対象と手法



(2) 地域の認知症にかかる活動のニーズ把握

コーディネーター活動を始めるにあたり、活動の方向性などを検討するために、まず当
区内の情報や社会資源を把握します。表-3 は主に把握が必要だと考えられる社会資源と把握
のねらい、情報や連携先をまとめたものです。

表-3 オレンジサポーター地域活動促進事業における社会資源

	把握のねらい	項目	情報元・連携先の例
情報資源	区全体で目指すべきチームの数や設置場所、形態、活動内容などの検討	高齢化率 推定される認知症の人の数 区の特徴 連合の特徴 区の認知症課題	大阪市統計 大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 区地域包括支援センター運営協議会 認知症施策推進会議
	事業の周知先や手法の検討	区内の認知症支援機関 認知症の人が利用する生活サービスを提供する企業・団体	認知症支援ネットワーク 包括連携協定締結企業等
物的資源	認知症の人やその家族の参加が見込まれる場	認知症カフェ 当事者会 家族介護者会	認知症地域支援推進員 地域包括支援センター・ブランチ 区社会福祉協議会
	チーム化が見込まれる場	百歳体操 ふれあい型食事サービス・喫茶 見守り活動（友愛訪問など） 老人クラブのサークル活動 生涯学習ルームのサークル活動 ボランティアチーム	区保健師 生活支援コーディネーター 地域福祉コーディネーター 連合町会・地域活動協議会 区社会福祉協議会
人的資源	オレンジサポーター勧奨が見込まれる人	認知症サポーター キャラバン・メイト 地域活動の参加者 民生児童委員・町会役員 ボランティア登録者(有償・無償) オレンジパートナーの所属員	区キャラバン・メイト連絡会 生活支援コーディネーター 区社会福祉協議会 区保健師
	チーム活動によるサポートが見込まれる人	認知症疑いのある総合相談対象者 認知症事業支援対象者 認知症診断後の人やその家族	地域包括支援センター・ブランチ 認知症初期集中支援チーム 認知症地域支援推進員 認知症疾患医療センター 認知症専門医療機関

(3) 認知症サポーターの把握と養成講座開催支援

認知症サポーター養成講座は認知症啓発を主目的とし、学校や職域サポーターを除き、自発的な受講を前提としている側面があり、受講者の名簿化を想定したしくみではありません。そのため、オレンジサポーターの養成にあたり、認知症サポーターの把握には、次のようなアプローチが考えられます。いずれにおいても区内で活動するキャラバン・メイトをはじめとしたボランティア活動者との連携が重要です。なお、開催支援に際しては、企画の時点で地域連合単位でのニーズや社会資源の分布なども考慮し、認知症啓発やボランティアの担い手が不足する地域へ積極的にアプローチを行ってください。

- ・ 区内で開催される認知症サポーター養成講座での事業周知やアンケート、希望調査などの配布・回収
- ・ チーム活動を前提とした認知症サポーター養成講座の開催支援
- ・ ちーむオレンジサポーターや、チーム化が見込まれる地域活動のメンバーへの、認知症サポーター養成講座開催支援
- ・ オレンジパートナー企業もしくはオレンジパートナー登録を検討する企業・団体を対象とした認知症サポーター養成講座の開催支援

(4) ステップアップ研修の企画、実施

大阪市のステップアップ研修の開催主体は、大阪市社会福祉協議会（以下市社協）及び各区の認知症地域支援コーディネーター（以下コーディネーター）です。研修の企画、実施にあたっては次の表-4を参考にしてください。

各区開催の際、研修資料についてはスライドデータ、配布資料データ、動画が用意されていますので活用してください。独自資料を使用する際は、既定の内容からそれることのないよう留意してください。講師の規定は特に定めませんが、認知症支援専門職を始め、コーディネーター、キャラバン・メイトを想定しています。

表-4 ステップアップ研修 開催主体別業務一覧

	市社協開催	コーディネーター開催
開催頻度	年数回	随時（複数日に分けることも可）
対象者	大阪市内の活動者及び活動予定者	担当区内の活動者及び活動予定者（複数区可）
研修の企画	市社協が企画し、計画書を作成	コーディネーターが企画し計画書【市社協様式（様式4）】を作成 市社協に開催二週間前までに提出
研修の周知	市社協が汎用チラシを作成し、各区で周知	事業周知、チーム登録勧奨とともに周知 チーム立ち上げ前提の企画・周知 登録チーム内の未受講者への勧奨
受講受付	各区で受付し、とりまとめ、コーディネーターが【市社協様式（様式1）】にて市社協に提出	各区で受付し、とりまとめ、コーディネーターが市社協に計画書【市社協様式（様式4）】にて提出（受講見込みで可）
研修の実施	市社協が講師調整、資料準備等、全体の運営 各区サテライト会場についてはコーディネーターが運営し、実施後受講修了者を【市社協様式（様式2）】にて市社協に報告	コーディネーターが講師調整、資料準備等、全体の運営 実施後受講修了者を【市社協様式（様式5）】にて市社協へ開催後二週間以内に実施報告
修了証の発行・配付	修了者報告をもとに市社協が発行し、修了者へ郵送	実施報告をもとに市社協が発行し、コーディネーターへ郵送 コーディネーターより修了者へ配付
修了者の登録管理	市社協より【市社協様式（様式3）】にて各区へ修了者情報を提供 コーディネーターは修了者の情報をオレンジシステムに登録し管理 チーム活動につながった修了者は、チームバッジ配付日、所属チーム開始日を登録	コーディネーターは修了者の情報をオレンジシステムに登録し管理 チーム活動につながった修了者は、チームバッジ配付日、所属チーム開始日を登録

(5) ちーむオレンジサポーターの立ち上げ、運営支援

ア 立ち上げ支援

- ・ チームの立ち上げは、大きく分けると既存の活動をチーム化するものと、新規にチームを立ち上げる二通りがあります。
- ・ 既存の活動のチーム化については、把握した地域の既存の社会資源に対して、地域活動者、区保健師、生活支援コーディネーターなどと連携し、事業主旨説明や、研修勧奨だけではなく、活動メンバーの誰が認知症になっても活動が続けられる環境の必要性や、大阪市民活動保険の対象になること、コーディネーターの後方支援など、チーム化によって得られる良い変化を具体的に伝えていくことが大切です。
- ・ 新規立ち上げについては、個別ケースの繋ぎ先として、ケースのニーズに沿った活動を中心にオレンジサポーターとマッチングしたり、地域資源・ニーズをもとに目的を絞ってオレンジサポーターを募集、養成したり、既存の活動の新展開として活動者に働きかけるなど、目的や活動内容を整理して企画・勧奨していくことが大切です。
- ・ 既存、新規ともに、チーム活動の好事例紹介や、研修受講後のオレンジサポーターの交流会、活動中のチームへの参加や見学など、実体験によってチーム活動をイメージできるようサポートすることは効果的です。
- ・ 表-5 は登録申請時に確認している目的の項目に対して、実際にチーム登録されているチームの活動内容を一覧化したものです。

表-5 ちーむオレンジサポーターの目的と活動の具体例

登録時の目的	活動の具体例（目的のうち主なもの）
ア 認知症の方やその家族が安心できる居場所	当事者会、家族会
イ 認知症の方やその家族と地域住民の相互交流	認知症カフェ
ウ 認知症の正しい理解を深め、正しい情報を広める	キャラバン・メイト連絡会
エ 認知症の方やその家族の想いを社会に向けて発信する場	本人ミーティング、講演活動、アピール運動
オ 若年性認知症の人の居場所づくりと理解へのきっかけ	農園活動、野菜マルシェ、イベント活動
カ 医療・介護・福祉とのつながりによる相談支援	勉強会、ミニ講座、見守り活動
キ 地域の人々がお互い関わり合いつどう場所	喫茶、サロン、ふれあい型食事サービス、こども食堂
ク 認知症の方の社会参加	外出活動、ものづくり、趣味活動、運動、スポーツ
ケ ピアカウンセリング	当事者会、家族会、相談会
コ ボランティア活動	傾聴、点訳、読み聞かせ

イ 登録申請手続き支援

- ・ オレンジサポーターがチームを立ち上げるようになった際には、様式第 5 号をオレンジサポーターが記入し、コーディネーターに提出します。コーディネーターは受理した申請書の記載内容に漏れや誤りがないかを確認し、必要に応じて修正を支援してください。特に活動内容や WEB 用紹介文の文面に個人情報が含まれていないか、誤字・脱字、不適切な表記になっていないかなどを確認してください。事前にチームオレンジサポーターの情報公開を承諾いただいているチームについては、認知症ナビ・アプリに掲載されます。情報公開の可否については、認知症ナビ・アプリへの掲載の説明と、インターネット上での活動場所の表示方法を含めて確認してください。
- ・ コーディネーターは受理日を記入し、登録用紙を複写して申請者に控えとして渡します。（データによる申請など、先方に控えがある場合はその限りではありません）なお、大阪市市民活動保険の適用はこの受理日となります。
- ・ コーディネーターは申請書裏面に所属するオレンジサポーターの修了者番号とチームバッジの配付日を記載し、申請書をデータスキャンした PDF を市社協へ送付します。
- ・ 市社協は申請内容とオレンジサポーターのチームバッジ未配付を照会した上で（チームバッジはオレンジサポーター一人につき一つ）、チームバッジとチームフラッグをコーディネーターへ送付します。コーディネーターはチームバッジとチームフラッグを配付し、オレンジシステムの各オレンジサポーターのチームバッジ配付日、所属チームの開始日を入力します。
- ・ 申請書の提出は基本的に毎月 12 日締め月の月報時ですが、チームバッジとチームフラッグの配付を急ぎたい場合など、随時市社協に相談してください。
- ・ チームの登録証は 12 日の締め後、集約されたデータを元に大阪市福祉局が作成し、市長印押印の上コーディネーターへ送付します。コーディネーターは誤りなどがないか確認した上、各チームに配布してください。
- ・ チームの申請内容に変更が生じた際や、廃止となった際は申請書に記入の上市社協に提出してください。

ウ 運営支援

業務項目	業務内容
個人とチームのマッチング	認知症の方やその家族、オレンジサポーター、チーム活動に関心のある地域の人等に対して、チームの情報提供等を行い、スムーズに活動へつながるよう支援します。
オレンジサポーターへの助言	活動中のオレンジサポーターからの相談に対応します。
ステップアップ研修受講支援	活動チーム内のステップアップ研修未受講者へ、全市研修の受講勧奨や、研修を企画・実施します。
オレンジサポーター交流会・フォローアップ	活動・非活動含め、オレンジサポーター同士の交流を図ります。また、チームの活動内容に応じてフォローアップを企画・実施します。

活動紹介ツールの作成・活用	市作成の活動紹介チラシの活用や、各区内のチームの情報を紹介するツールなどを作成・活用します。
市民活動保険の手続き支援	事故発生時の手続き支援を行います。事故発生時はできるだけ早く大阪市福祉局担当者へ報告してください。第一報で、発生日時、発生場所、事故の概要、傷害か賠償かを確認し、保険対象となった場合は改めて詳細な書面作成が必要となりますので、対象者からのヒアリングや当日のチーム活動者名簿の提出などをお願いします。
認知症ナビ・アプリの活用	認知症ナビ・アプリへ登録チームの情報を掲載するにあたり、掲載内容の確認を行います。また、認知症地域支援推進員に発行されている ID・PASS を活用し、チームのメンバー募集やイベント参加者募集、区開催のステップアップ研修や交流会などのイベント周知を行うことができます。

(6) オレンジパートナーの登録事務、後方支援と活用

- ・ オレンジパートナー制度は、当事業への協力が得られる地域の企業・団体を把握し、活用することも目的の一つです。
- ・ 様式第6号にて、オレンジパートナー企業・団体より登録申請があった際は、コーディネーターは申請書を受け取るだけでなく、チーム申請時同様内容を確認し、7ページに挙げている「認知症の人にやさしい取組」の項目について、オレンジパートナーが登録時から行っていることや、これから行っていきたいと考えていることをより具体的に聞き取り、当事者やチームのニーズと照らし合わせて積極的に活用につなげてください。また、オレンジパートナーの取組において、関連機関との連携や認知症サポーター養成講座の開催、講師派遣など必要に応じて連絡調整するなど後方支援を行ってください。
- ・ コーディネーターは受理日を記入し、登録用紙を複写して申請者に控えとして渡します。(データによる申請など、先方に控えがある場合はその限りではありません)受理後、ステッカーを配付します。ステッカーは一申請につき一枚です。
- ・ コーディネーターは毎月12日締めの月報時にPDF化した申請書を市社協へ送付します。
- ・ 市社協は内容を確認し、登録企業・団体として報告月の25日にホームページに掲載します。
- ・ パートナーの申請内容に変更が生じた際や、廃止となった際は申請書に記入の上市社協に提出してください。

(7) 個人情報の適切な管理について

認知症地域支援コーディネーターは、個人情報保護法を踏まえ、認知症の人やオレンジサポーター等の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期すものとし、正当な理由がなく本事業に関して知り得た秘密を漏らしてはなりません。

ア 個人情報保護

- ・ 本委託業務の実施にあたり、業務担当者が情報を共有し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、本委託業務として個人情報を取り扱う場合は、予め本人から個人情報を目的の範囲内で利用する旨の了解を得ておくこと。
- ・ 業務目的以外で、本委託業務に係る個人情報について第三者への提供を禁止すること。
- ・ 業務目的以外で、本委託業務に関して取得し、又は作成した個人情報が記録されている文書又は電磁的記録の複写及び複製を禁止すること。
- ・ 本委託業務を受託し、又は受託していた業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的の利用について禁止すること。
- ・ 必要に応じて、本市職員による立ち入り検査を受けること。
- ・ 個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、個人情報保護にかかる法人の規程に基づき対応を行うとともに、直ちに地域包括ケア推進課に報告を行い、その指示に従うこと。

イ データ保護関係

次に掲げるデータ（及び入力原票）の保護措置について、個人情報保護法を遵守のうえ、次に掲げる内容についても遵守すること。

- ・ データ（及び入力原票）の機密保護を徹底すること。
- ・ データ（及び入力原票）の無断使用及び第三者への提供を禁止すること。
- ・ データ（及び入力原票）の複写及び複製を禁止すること。
- ・ 本市から提供された資料等により、契約目的物の作成のために受託者が保有した使用済みデータは、すべて廃棄処分すること。貸与した記録媒体（磁気テープ、紙等の媒体。）については仕様書に定めのない限り、本市職員へ返却すること。
- ・ 事故等により業務に支障が出た場合は、直ちに本市職員に連絡の上、指示に従うこと。
- ・ 必要に応じて本市職員による立ち入り検査を受けること。
- ・ その他データの適宜・適切な管理に努めること。

III 計画・報告・評価

1 事業実施計画

事業実施計画については、「様式第1号 認知症強化型地域包括支援センター事業計画書・事業報告書」により、事業実施年度の4月20日までに区保健福祉センターあて提出してください。

2 事業実施報告

事業実施報告については、「報告・届出処理の手引き 認知症強化型地域包括支援センター部分」を参照してください。

3 評価

事業評価については、「評価の手引き」を参照してください。

IV 関係書式

オレンジサポーター地域活動促進事業 様式一覧

令和6年7月現在

1	様式第1号_認知症強化型地域包括支援センター事業計画書・事業報告書
2	様式第3号_オレンジサポーター地域活動促進事業月次報告書
3	様式第5号_ちむオレンジサポーター申請書
4	様式第6号_オレンジパートナー企業申請書
5	市社協様式（様式1）認知症サポーターステップアップ研修参加者申込一覧
6	市社協様式（様式2）認知症サポーターステップアップ研修参加者報告書兼修了者報告書
7	市社協様式（様式3）認知症サポーターステップアップ研修修了番号一覧
8	市社協様式（様式4）区開催認知症サポーターステップアップ研修計画表
9	市社協様式（様式5）区開催認知症サポーターステップアップ研修実施報告書
10	市社協様式（様式6）区開催認知症サポーターステップアップ研修情報掲載申込書